

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会  
令和5年度事業報告書

## 令和5年度 事業報告

### 総括事項

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したことに伴い、外出や調理活動等の余暇活動を本格的に再開することができました。これにより、利用者の余暇活動の質が向上し、施設全体の活気が戻りました。一方で、産休および育休の職員が同時期に4名存在したため、人員不足が深刻化しました。これに対しては、派遣社員の活用や、送迎業務を含む臨時職員の雇用などで対応し、業務の円滑な運営や安全性を維持することができました。

また、食事提供加算を活用することで、利用者に低価格で昼食を提供できるようになり、利用者の経済的負担を軽減することができ、新規利用者の獲得に繋がりました。

しかし、物価の高騰や電気料金の値上げにより固定費が増加し、経営面での課題が顕在化しました。特に自立訓練事業においては、利用者の減少により令和5年度末で事業を休止するに至りましたが、その人材を他の事業に配置することで、他事業での収益向上を図る取り組みが求められました。

令和5年度からは浅野社会復帰センターの建物を単独で利用できるようになり、作業スペースが拡大しました。これにより、出荷や納品の業務効率が大幅に改善されると同時に、利用者の施設利用における利便性が向上しました。しかし、その反面、施設管理費が従来の2倍に増加するという新たな課題も生じました。

総じて、令和5年度は外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、経営の効率化と利用者支援の質向上を両立させることが求められた一年でした。これらの経験を踏まえ、今後も利用者のニーズに応えるための柔軟な運営と、安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

## 1 浅野社会復帰センター就労支援事業の設置目的の達成に向けた取り組み

### (1) 利用者の増加(利用率の向上)、利便性の向上等の取り組み

#### ① 相談支援事業所及び区役所との連携

浅野社会復帰センターでは、令和5年度に就労支援事業と相談支援事業所「あさの」、地域活動支援センター「ひこうき雲」と協働し、区役所に設置された高齢者・障害者相談コーナーと命をつなぐネットワークへの広報活動を行いました。センターが開所して以来、ひこうき雲の利用をきっかけに、当センターの就労支援事業利用につながるケースが少なからず存在するため、ひこうき雲の利用者が増えるとともに、就労支援事業の将来的な利用者を見込み、窓口でパンフレットの配布と事業説明を行いました。令和5年度では、就労支援事業の利用には至らなかったものの、区役所からの紹介で2名の当事者が「ひこうき雲」を見学し、2名とも登録しました。現在、ひこうき雲で就労継続支援B型の利用者とも交流があります。

また、相談支援事業所「あさの」は、地域貢献を目的とした「家族相談」で、就労に関する相談や事業の説明を行いました。その結果、利用登録には至らなかったものの、1名が体験利用を行いました。

さらに、浅野社会復帰センターでは、一般市民、専門職、学生向けに精神保健福祉、障害福祉サービス、そして就労支援について、就労支援事業利用者とピアサポーターと共に講演を行い、福祉サービスの普及と啓発に貢献しました。また、広報誌を通じて浅野社会復帰センターの取り組みを周知し、地域に情報を発信しました。

## ② 特別支援学校、高等学校、大学への広報活動

令和5年度の教育機関を対象とした広報活動は、広報誌の送付、大学の就職相談室、教育委員会への訪問を行いました。利用者の獲得のためには特別支援学校から実習生の受け入れを積極的に行うことは重要な取り組みの一つです。実習生の受け入れ促進のため以下の活動を行いました。

大学の就職相談室の中でも障害者支援に力を入れている窓口を訪問し、パンフレットの配布及び事業説明を行いました。また、相談室の支援者、及び、学生のニーズの聞き取りを行いました。これら情報を元に学生をターゲットとした企画を行い、潜在的な利用者へのアプローチを行いました。また、教育委員会へのアプローチでは、特別支援学校の担当者会議にパンフレットの配布を依頼しました。また、保護者を対象とした施設見学会の候補施設になるよう働きかけました。令和6年度にならなければ結果は分かりませんが、特別支援学校からの実習生の受け入れ人数の増加に向けて活動を行いました。

ほか、特別支援学校の進路指導担当者と連携し、卒業後に自宅に引きこもっているお子様を持つ母親への相談支援を行いました。社会資源の情報を含め、就労支援に関する情報提供を行いました。

## ③ オンラインでの支援

当施設では、令和4年度から主に就労継続支援 B 型事業において、精神状態や障害特性により外出が困難な利用者に対して、オンラインでの支援提供を開始しました。

オンライン支援の開始により、新規利用者の獲得には至っておりませんが、訓練日の増加を望んでいるが病状や体力に不安があり、自主的に通所を制限していた既存の利用者2名に対し、オンラインでの PC 訓練、生産活動を提案、実施しました。

結果として、就労移行支援事業と就労継続支援 B 型事業から各1名、計2名の利用者が、通所に加えオンラインでの利用を開始しました。新規利用者の獲得には至らなかったものの、通所回数の増加という成果を得ることができました。また、これまでにPCに触れる機会がなかった利用者も、オンライン支援を通じてワードやエクセル等の基本操作や入力、メールや ZOOM 等の業務に必要なコミュニケーションツールに慣れ、使用ができるようになりました。

## ④ 各関係機関との関係の緊密化

就労移行支援事業利用者においては、職場体験実習や雇用前実習、就職時や就職

後の不調時等、支援の節目において医療機関、相談支援、共同生活援助、居宅介護、障害者職業センター等の支援者と協働し、利用者一人一人の支援に必要な情報を関係機関と共有し、支援のポイントや方針を明らかにすることで、利用者への支援を効果的に行いました。これらのネットワークを構築することにより、当センターの取り組みをより深く理解していただき、信頼関係を築くことで、新規利用者の見学、獲得に至りました。

地域への勉強会参加については、偶発的な要因により、職員配置に余裕を持つことができず、参加を制限しなければならず、効果が得られるほどの参加数には至りませんでした。

#### ⑤ 地域の親の会・自助グループとの交流

令和4年度に続き、当事者や家族、専門職が集まる定例懇話会に参加し、交流を行いました。当事者や家族の日頃の思いや疑問に対して、関係者がそれぞれの立場と経験から応える形で意見交換を行いました。意見交換会後に、ご家族から相談を受け、センターの見学や事業説明を行う機会を得ることができました。

#### ⑥ 開所日数の増加

土曜、祝日の開館を行うことで、利用者の通所回数の増加を図りました。さらに、調理活動や、季節行事、OB・OG との交流会を行うことで、通所者数の増加を促進し、満足度の向上にもつながりました。

#### ⑦ 定期的な利用者ミーティング

毎月1回、センターで開催される利用者ミーティングは、利用者の意見や要望を聴取するために重要な場となっております。

令和5年度のミーティングでは、大きな要望や、変更を望む声はありませんでしたが、生産活動で使用する道具(ほうき、塵取り、シーラー等)の破損、故障による再購入依頼等の仕事に関するもの、バスハイクの目的地や調理活動の献立等、レクリエーションに関する要望が挙がりました。ほか、机の角でケガをしないようカバーを付けて欲しいといった、安全管理に関する要望もあり、レクリエーションについては、その都度多数決により決定し、その他、生産活動、安全管理に関しては要望にお応えしております。

センターでは今後も利用者ミーティングで得た意見や要望を参考に利用者のニーズに合わせたプログラムを提供していく予定です。利用者の意見を積極的に取り入れ、より良い環境づくりを行うとともに、満足度向上を図りました。

#### ⑧ アンケートの実施

浅野社会復帰センターでは、利用者を対象に年1回アンケートを実施し、職員の対応や訓練内容等について利用者の満足度や意見の聴取を行っております。総合的な利用満足度に関しては令和4年度の81.31%から89%に増加しました。また、令和5年度のアンケートでは、少数ですが個人情報、プライバシー保護に関して意見が挙がりました。

調査結果については、チャットツールを利用し、法人全体で情報共有を行った後、全体会議にて注意喚起を行いました。また、部署で行われる会議においても、定期的に注

意喚起を行っております。

近年、当法人ではダイバーシティの取り組みとして、福祉職の未経験者、福祉資格を所持していない人材の登用、経営的な視点から臨時職員の採用を開始しております。これらの人材に対しても、法人内の基礎研修にとどまらず、外部での福祉に関する基礎、専門研修を受ける体制構築を進めております。

## (2) 広報活動の取り組み

継続的な取り組みとして、ホームページの運営を行っております。ほか、広報誌を3ヶ月に一度(年4回)、240部程度発行し、市内のみならず県内・県外の福祉施設、行政、病院、相談支援事業所及び配布を希望する個人、特別支援学校など学校関係者に配布しました。また、前年度の令和4年度からは SNS を通じて広く一般の方にも当センターについて知っていただけるようInstagramの開設をしました。

### ① ホームページ

令和4年度にホームページのリニューアル(スマホ対応、Instagram の表示機能、内容の見直し)を行ったため、令和5年度は大きな改変を行わず、広報誌等のアップロード、軽微な内容修正を行いました。今後も多くの人々にセンターの存在や取り組みを知っていただけるよう改善を行います。

### ② 広報誌

広報誌を通じて浅野社会復帰センター、JSC 八幡、それぞれの事業所の取り組みを紹介しました。昨年度に続き、令和5年度も広報誌を3ヶ月に一度(年4回)、240部程度発行し、広報誌にInstagramの QR コードを掲載することにより、代わりに主流となりつつある SNS(Instagram)へのアクセス数の増加を図り、効果的な情報発信方法に移行しました。

### ③ パンフレット

医療機関や関係機関の訪問を行った際にパンフレットを配布し、積極的に広報活動を行いました。

### ④ 地域での広報活動

「地域の親の会・自助グループとの交流」にて前述。

## (3) 家族支援の取り組み

令和5年度は、家族教室を2回開催し、延べ36名のご家族、利用者が参加しました。利用者やその家族を対象に外部講師による講座を行いました。また、ご家族との情報共有・関係作りの場として、個別面談も行いました。

第一回の教室では一般財団法人ゆうちょ財団の協力を得て、社会福祉士の江國泰介氏を招聘し、「親亡き後の暮らしとお金について」、第二回は当法人のグループホーム白川町の管理者を講師とし、「グループホームのサービスについて ～事例を通して～」を

開催しました。

家族教室を開催することで、利用者とそのご家族が親亡き後の生活について考えるきっかけを得ることができ、相談支援専門員にグループホームの利用について相談を始めるなど、具体的な行動につながりました。昨年は成年後見センターによる講座を開催し、ご家族が成年後見制度の利用について相談を始めるなど、社会資源や制度を理解し、活用することができました。また、会場でのご家族同士の交流も見られました。今後も、浅野社会復帰センターでは、利用者やその家族に寄り添った支援を提供してまいります。

#### (4) 特徴ある取り組み・重点的な取り組み等

##### ① 就労継続支援 B 型事業

令和5年度は、新規作業を複数導入すると同時に、単価の低い作業の整理を行いました。従事する作業の選択肢を維持することで、各々の障害特性に合わせた作業に取り組んでいただけるよう図りました。

また、浅野社会復帰センターでは、「社会生活を豊かにする生きがいつくり」をテーマに生産活動だけではなく、余暇に関する支援にも力を入れました。

令和5年度の平均工賃は16,883円となり、令和4年度の8,579円から増加しました。これは、新規作業導入の影響もありますが、令和6年度報酬改定により、平均工賃に関する計算方法が変更されたことも要因となります。

令和5年度の新たな取り組みとして、就労支援事業(就労移行支援事業含む)において「食事提供」を開始しました。金銭的、栄養管理に課題を抱える利用者に対し、低価格で食事を提供することにより、金銭的負担が軽減され、食事が摂れていなかった方々の生活の質の向上が見られました。また、ご家族を含む家庭においても、昼食代の削減、昼食準備等の負担が軽減されました。さらに、通所率の向上、新規利用者の獲得に関しても効果が見られます。

ほか、「新規作業の導入」を行いました。新規に施設外作業等を2件、施設内作業を2件導入しました。企業社用車の洗車業務、企業内での保冷剤洗浄作業等、ほか、地元航空会社の新規事業部と提携し、センターにて新商品の加工(チョコレートの箱詰め等)を開始しました。販売物の表示に事業所名が表記されるため、利用者の方の責任感やモチベーションの向上が見られました。ほか、野菜の仕分け作業を導入しました。また、PCを使用した作業の導入を検討しておりましたが、ご希望されていた利用者が退所したこと、他に希望される方がいらっしやらなかったため、導入を見送りました。

さらに、「障害特性に合わせた作業環境の整備」を行いました。主に発達障害をお持ちの方の特性を考慮し、キャレルデスクを4台配置しました。他者や周りの環境に左右されづらくなり、集中力が継続しやすくなりました。作業中の情緒も安定しやすくなり、落ち着いて作業を進めることが多くなりました。

その他、継続的に行っている取り組みとして、「社会生活をもっと豊かにする生きがい

づくり」や「季節行事」等、余暇活動を行いました。

生きがいづくりに関しては、「株式会社安川電機工場見学」、「北九州市民カレッジ講座の受講」、「エステ体験」、「榊資生堂による身だしなみ講座」を行いました。

「官営八幡製鉄所について」の市民講座は、地域活動支援センターひこうき雲と合同で開催し、交流を含めて、北九州の歴史を共に学んでいただきました。多くの利用者が、関心を示し、面白い内容であったと多くの方が満足され、好評を得ております。「エステ体験」では、多くの男性、女性利用者が関心を持ち、初めてエステの施術を受けられました。施術後は、それぞれ効果を実感され、多くの方が満足をされていました。施術中、美容に関する相談をされる方も多く見られました。さらに、調理活動やバスハイクの実施等、利用者の余暇の充実に注力しました。

ほか、令和5年度は就労継続支援 B 型事業から、就労移行支援事業に変更された方が1名、就労継続支援 A 型事業へ変更された方が1名と、計2名の方が次の段階へとステップアップをされました。令和5年度の就労移行支援からの就職者の中には就労継続支援 B 型を利用されていた方が2名いらっしゃいます。

## ② 就労移行支援事業

令和5年度の就職者は8名でした。8名中2名はリワーク訓練を経て復職されました。雇用前実習を行うことで、業務内容、通勤負担、人的、物的な職場環境の確認を利用者、企業、支援者で確認することで、就職後も職場へのスムーズな移行がなされています。就労定着支援事業利用までの半年間も職場訪問やセンターでの面談を実施し、病状、職場環境の変化等を把握し、必要時は企業担当者との交渉、医療機関への通院同行を行い、定着支援を行うことで、早期の離職を防ぎました。

就労移行支援では新たな取り組みとして、「リモートでの職業訓練」を行いました。金銭面、精神面での負担により、利用回数を制限していた利用者が訓練に参加する機会が増加しました。PC をお持ちでない方には貸出しを行い、ワードやエクセル等の基本操作や入力、メールや ZOOM 等を通して、業務に必要なコミュニケーションツールに慣れ、使用できるようになりました。

また、主に発達障害をお持ちで、聴覚過敏で悩まれている方々を対象に、聴覚過敏用のイヤホンを購入しました。合理的配慮を行うと共に、利用者が障害特性に対処するための工夫を実践的に試行することで、自身に適した特性を身につけ、今後の職業生活に活かしていただくことを目的としております。令和5年度は実施者がおりませんでした。今後の効果測定の期待値の向上を図りました。

その他、継続的に行っている取り組みとして「リワーク支援」を継続的に行っております。令和5年度は4名が利用され、2名が復職を果たし勤務を継続しており、1名は転職をされ、1名は現在訓練を継続しています。

現在までに当法人で8名の方がリワークプログラムを受け、5名が復職し継続、2名が転職し継続、1名が復職後に退職されています。企業との信頼関係が構築され、企業にお

ける長期休職者のリワークプログラムとして、センターの利用が企業内で推奨されるようになり、利用者の獲得において、大きな効果がみられます。

その他、昨年に引き続き障害者合同就職説明会への参加を積極的に行いました。利用者に対して、求人情報の説明や訓練を通して把握した職業適性等の情報を共有し、面談同行等、可能な限りのサポートを行いました。

また、「OB・OG の職場見学会」を行いました。令和5年度は運送業、製造業にて各1回、計2回実施しました。業務内容の確認や、実際の職場の雰囲気を感じていただいています。さらに、企業担当者から仕事の考え方について、合理的配慮について説明を受けることで、職場のマナーについて、働く環境について理解を深めていただきました。

また、OB・OG の働く姿を見ることで、未来の自分像について、イメージ、モチベーション向上につながるよう図りました。企業見学を行うことで、職業知識を深めること、働く OB・OG の姿を見て、支援者や企業から受けられる支援を知ること、安心をされる方が多くいらっしゃいました。特に短時間就労から開始することが可能なことを知り、多くの利用者にモチベーション向上が見られました。

### ③ 就労定着支援事業

就労定着支援事業利用者の就労定着率は、昨年の定着率89.3%と高い水準を維持しております。この成果は、就労移行支援事業利用時に企業や業務内容のマッチングを重視したこと、利用者との密なコミュニケーションを通じて、個々のニーズに合わせた適切な支援を提供してきたことが大きく寄与しております。ほか、利用者、ご家族、企業、医療と連携することで、病状悪化のサインをいち早く掴み、必要時に通院同行や、企業訪問を行うことで、利用者が就労環境に適応するためのサポートを提供し、定着を促進しております。また、生活状況に合わせて、相談支援専門員と連携し、必要なサービスの導入等、生活に関する支援も行っております。利用者のニーズに合わせ、生活も含めた総合的な支援を提供することで、就労定着率の向上に貢献しております。

その他、「OB・OG 会」を4回開催しました。OB・OG 交流会を4回行い、延べ76名の方が参加されました。ゲームや卓球、調理活動を通して交流を行うことで、仕事に関する悩みの共有や交友関係が広がり、余暇が充実することで、就労継続に対しモチベーションの向上が見られております。また、この取り組みは、就労定着支援としても機能しており、相談を受けることもあり、再支援を行うことで離職防止につながる件が2件ありました。

## 2 利用者満足度の向上等の取り組み

### (1) 利用者の意見(要望)の把握、それらを反映する取り組み

日々の連絡事項の告知やスケジュールの確認等のため、朝礼及び終礼を毎日行っております。事業ごとの取り組みとしては、就労移行支援事業では月に1回、定期的に全体での利用者ミーティングの後、今後の予定の確認、施設外作業の希望聴取、要望、意見

交換の時間を設けております。また就労継続支援 B 型事業では、短時間の通所者が多いことから、朝終礼のほかに連絡事項の告知を午前と午後に行い、さらに欠席された利用者には各担当者から電話連絡等を行うなどして連絡漏れを防止しております。また、月 1 回の利用者ミーティングについては、議事録を作成して配布、及び一定期間掲示することで、利用者に周知しております。

平成30年度より引き続き施設内に「意見箱・要望用紙」、「ヒヤリハット意見箱」を設置し匿名にて施設への意見を寄せられるように取り組みました。「作業手順の効率化の方法について」、「センターに来所したお客様に対してもっと利用者も挨拶をしたほうが良い」といった建設的なご意見をいただいております、意見を反映するよう職員から働きかけております。意見の内容は個人的な利用者間の人間関係についてのものも多いため、このような事例は個別に相談に来ていただくよう利用者全体に周知しております。また、利用者の意見を聴取するため、サービス向上委員会が中心となり、利用者アンケート調査を10月に実施しました。アンケートの結果、利用者満足度は移行支援:満足、やや満足89%、就労継続支援 B 型:満足、やや満足89%となりました。

アンケートの結果、利用者の多くの方が利用に関して満足感を得ていることが確認されました。少数ですがプライバシーが守られていないという回答があることについては法人全体でアンケート結果を共有し、会議の際の注意喚起を行いました。今後の研修実施等で対応を行います。

## (2) 苦情等への対応

令和5年度は、職員対応や事務処理について苦情が認められました。明らかな認識の行き違いについては、面談や関係機関との調整により、解決に至っております。

令和5年度内の工賃計算に不備があり、過去の工賃支払額において、過払い、不足金が発生し、施設を退所された方にも及びました。退所された利用者の方にもご連絡をしましたが、事務処理に時間がかかり、工賃支払いも遅れてしまったことで、苦情に挙がりました。この件は北九州市保健福祉局障害者支援課及び、居住の区役所の高齢者障害者相談コーナーの担当者に報告を行っております。当事者が職員との接触や電話を拒否しており、郵送での工賃支払いを希望されたため、ご希望に沿った対応を行っております。工賃に関しては郵便局から受取の確認を行っております。

今回、このような苦情を受けたことを支援の質を向上させる重要な機会と捉えるとともに真摯に受け止め、改善を行うことで、今後より質の高いサービスの提供を行い、同様の問題が再発しないよう努めます。

## (3) 利用者や家族への必要な情報の提供

### ① ホームページ及び広報誌による情報発信

ホームページにより、事業の情報発信を行うとともに、施設パンフレットを各関係機関に

配布したほか、毎月広報誌を市内外の福祉施設、行政、病院、企業、相談支援事業所及び配布を希望する方を合わせて約240ヶ所に発送を行い、利用者やご家族への情報提供に役立てました。

## ② 利用者への情報提供

利用者へは毎日の作業前後のミーティング時における情報提供の他、毎月1回以上利用者ミーティングを行い、必要な情報を提供するとともに、意見の聴取を行いました。

令和5年度は主に新型コロナウイルスについて、5類への変更後の感染予防を含めた施設内でのルール変更、対策等に関する情報提供を多く行いました。また、高齢の利用者にはワクチン接種予約や接種時の同行支援を引き続き行いました。

## ③ ご家族への情報提供

ご家族への情報提供は、主に電話連絡や個別面談の場を用いて行いました。ほか、家族教室にて、社会資源の紹介や情報提供を行っております。個別の要望や疑問・相談事についても、ご家族と支援員との個別面談を通して把握に努めております。必要時は関係者を招集し、会議を開催して、関係者間で情報共有を行いました。

センターへの来所が困難なご家族には、必要に応じてサービス管理責任者や担当支援員が電話連絡や自宅訪問を行いました。また、緊急を要する内容についても、その都度電話連絡や自宅訪問等の適切な手段を用いて対応しております。また、利用者の就職が決まったら、ご自宅での様子や体調に変化があった際にはセンターまで連絡をいただくようご協力を要請し、職場での不調時に早期に支援介入ができるよう体制を整え、早期離職を防ぐためのセーフティネットの構築を行いました。

## (4) 利用者の社会参加や生きがいがづくり等の取り組み

### ① 地域行事への参加

地域行事への参加や住民との交流、障害理解を進めることを目的として、東浅野町内会の一員として、毎月1回小倉駅周辺にて実施されている町内の美化活動に利用者、職員ともに参加しました。また、令和5年度も引き続き、浅野町緑地公園や、ミクニワールドスタジアム境界の歩道の清掃を行うとともに、年1回行われる町内会の一斉清掃にも参加し、地域貢献や社会奉仕に関われる活動として利用者にも好評を得ております。

### ② 余暇活動の企画

令和5年度は大分県日田市昭和の町散策、角島と園周辺の散策等、バスハイクを実施しました。12月にはクリスマス会を行い、ケーキ作りやビンゴ大会を行いました。また、1月にはぜんざい会を行いました。ほか、ケーキ、カレーライス、焼きそば等の調理活動を行いました。

### ③ スポーツ活動の実施

心身の健康増進、利用者職員間や他の事業所との交流を促進するため、スポーツ活動を行いました。昨年度に引き続きスポーツ活動を就労準備前のプログラムとして位置づ

け、就労移行のプログラムとして実施しました。月に2回(夏季は除く)スポーツセンターへ行き、全員参加のプログラムとしてスポーツ活動を実施しました。内容は軽運動に留め、体力や運動に自信が持てない方も気軽に参加ができる、バドミントン、卓球、ソフトバレーボールを行いました。体を動かしながら自然とコミュニケーションが取れることもあり、体力づくりと、他者とのコミュニケーションを実践する良い機会になっております。

#### ④ 社会生活講座の実施

社会生活講座は利用者の余暇をより楽しくしていただくことや、新たな興味や関心を持っていただき、新たな生きがいを見つけることを目的としております。令和5年度は以下の外部講師による講座を行いました。

1. 株式会社安川電機の本社工場の見学
2. 北九州市民カレッジ講座「官営八幡製鉄所について」
3. ボランティアを活用した「エステ体験」
4. (株)資生堂協力による「身だしなみ講座」

### 3 経費の低減等の取り組み

#### (1) 光熱費等の節減への取り組み

原油価格の高騰や世界情勢などの様々な要因による電気料金高騰への対応として、電力会社との契約の見直しや交渉、無駄な照明の消灯による経費削減に努めました。

しかし、現時点では契約している電力会社よりも安価な電力会社が見つからず、電気料金の削減には至っておりません。

昨年10月までは従来の電気料金でしたが、11月より基本料金が3倍に引き上げられたため、昨年度と比較して約310,000円増加しました。

また、就労系福祉サービス委託作業に於いて、洋菓子の箱詰め作業を行っており、洋菓子の品質保持管理のため、10月の1ヶ月間冷房を24時間連続で使用しました。業務委託先の企業からは使用分の電気料金を経費として受領しておりますが、使用電力量としてカウントされるため、電気料金が増額となりました。

その他、電気料金低減への取り組みとして、7月から9月の3ヶ月間、契約電力会社より要請される「夏の節電プログラム」に参加しました。大幅な節電には至りませんでした。節電要請日における節電実現状況をまとめ、月に1度開催される職員全体会議に於いて報告を行うなど、職員の光熱費に対する関心を高め、コスト削減意識の向上を図りました。

また、パソコン不使用时にはスリープ機能の使用を推奨し、更に冷暖房は定期的なフィルター清掃を行うと同時にブラインド等の使用による遮熱対策により、環境改善と空調負荷の軽減を図ると共に、使用状況に応じた設備の運転と室温の調整を徹底し、可能な限り増額を抑えるため光熱費節減に努めました。

(2) 車輦費の低減への取り組み

法人用ガソリンカードを導入し、ガソリン単価を抑えることによる経費削減と共に、給油の支払いをスムーズにし、経理事務の業務負担及び業務の効率化を図りました。

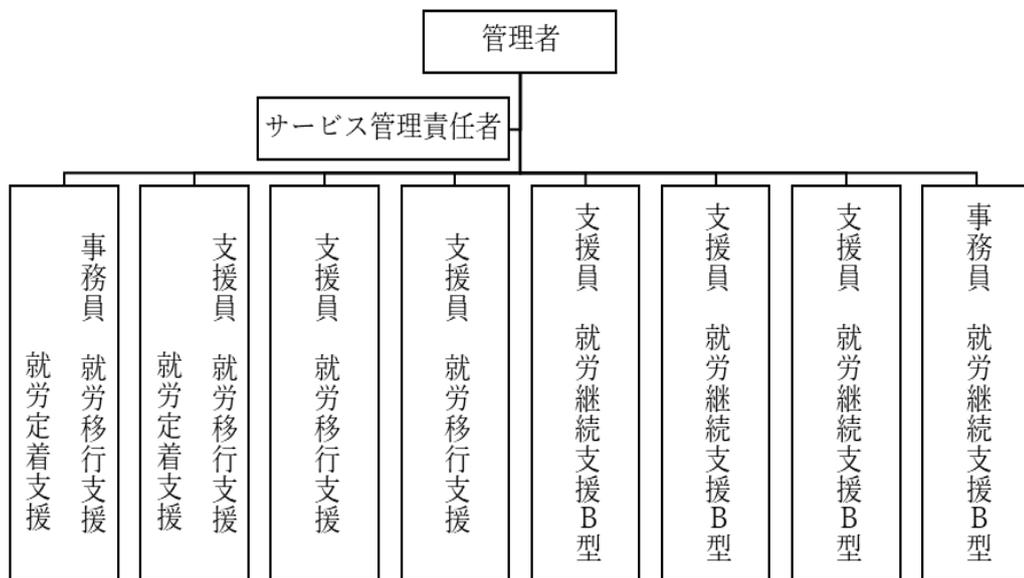
しかし、車輦費に関しては昨年度と比較し、法人全体では81,241円、浅野社会復帰センター単独では、107,358円の増額になっております。これは、昨年12月から送迎サービスを開始しており、送迎サービスの実施期間が、昨年度4ヶ月間に対し、令和5年度は12ヶ月間であったこと、また、送迎対象利用者が増加したことによるものです。

#### 4 管理運営体制

(1) 組織体制

浅野社会復帰センターでは、就労移行支援事業(定員15名)及び就労継続支援 B 型事業(定員20名)を行っております。管理者1名、サービス管理責任者1名、就労移行支援事業に従事する支援員3名、就労継続支援 B 型事業に従事する支援員3名、事務員4名を配置しました。

(2) 人員配置計画



管理者(センター長) 1名

サービス管理責任者1名(就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業兼務)

就労支援員 1名(就労移行支援事業・就労定着支援事業担当 )

職業指導員 1名(就労移行支援事業担当)

生活支援員	1名(就労移行支援事業担当)
職業指導員	2名(就労継続支援 B 型担当)
生活支援員	1名(就労継続支援 B 型担当)
事務員	4名(就労移行、就労定着支援事業及び就労継続支援 B 型事業)

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉専門職員を配置し、利用者に、より専門的な支援を提供しました。令和4年度の平均実利用者数により、就労移行支援事業及び、就労継続支援 B 型事業の職員数を算定し、基準通り配置し、就労継続支援 B 型事業は、施設内外の作業を充実させるため、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の手厚い就労支援体制をとりました。

また、就労移行支援事業では職場実習先の拡大、実習の数の増加を目的として、職場開拓、実習調整、職場定着のための専従職員(就労支援員)を配置しました。

### (3) 職員の資質向上等の取り組み

昨年度に続き、令和5年度も集合研修の形を見直しつつ、オンラインと対面研修を合わせたハイブリットでの法人内研修を実施しました。また、福祉専門職として、適切な支援ができるように資質向上の取り組みを行ってきました。しかし、産休、育休を取得する職員が法人2施設に4名おり、臨時職員の雇用、派遣職員の導入等で対応し、配置基準は満たしていたものの、利用者支援において安全確保を優先し、法人研修においては E ラーニングを取り入れ、外部への研修派遣が昨年度よりもかなり減少しました。

#### 《令和5年度の職員研修実施》

##### ① 法人が実施した研修

- ア 触法障害者研修 (E ラーニング研修)
- イ 人権研修 (ハラスメント研修)
- ウ 虐待及び身体拘束防止研修
- エ 感染症予防研修(E ラーニング)
- オ メンタルヘルス研修(自殺予防研修)

##### ② 相談支援関係研修

- ア 令和5年度相談支援専門員現任者研修
- イ 強度行動障害支援者養成研修
- ウ 精神障害者、家族・支援者研修会プログラム

##### ③ 支援関係研修

- ア 令和5年度 サービス管理責任者 更新研修
- イ 令和5年度 地域生活支援指導者養成研修(薬物)
- ウ 令和5年度 就業支援基礎研修

- エ 令和5年度 第2回全国大会 IN 九州 アウトリーチの多様性を知る
- オ 令和5年度 指導的職員研修
- カ 令和5年度 コーチング研修
- キ 令和5年度 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ
- ク 令和5年度 生きづらさを抱える人々への支援
- ケ 令和5年度 地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修
- コ 令和5年度 発達障害のある方が自分を大切にす支援とは
- サ 令和5年度 九州地区障害者相談支援事業合同研修会
- シ 令和5年度 就労支援スキルアップセミナー
- ス 令和5年度 精神障害者就労研修

#### ④ 事務事業研修

- ア 令和5年度労務管理研修
- イ 健康保険委員研修
- ウ 安全運転管理者講習会
- エ 令和5年度事務員研修
- オ 人事制度構築手法セミナー
- カ 令和5年度 事務員研修「インボイスについて」
- キ 指導監査指摘事項セミナー
- ク 処遇改善加算の仕組み
- ケ 会計面における指導監査で多く見られる指摘事項

ほか、障害者支援に関する研修を受講。

#### (4) 地域交流、地域連携、貢献の取り組み

##### ① 街美化運動

令和5年度も引き続き、毎月1回小倉駅周辺の街美化活動及びクリーンアップ大作戦に職員、利用者ともに参加しました。定期的に活動に参加することで、活動中に地域住民の方に感謝の声をかけていただきました。コロナ禍ということもあり、中止をした月もありましたが開催されたときはできるだけ多くの利用者、職員で参加をするように声かけを行い実施しました。

また、就労移行支援事業において、プログラムの一環として地域清掃のボランティアを行うことで、利用者の方々に達成感を感じていただくこと、自己肯定感の向上、成功体験を経験していただくこと。また、社会におけるモラルについて学んでいただきました。令和5年度は大雨、酷暑のため、中止をすることもありましたが、概ね予定通りに実施し、地域貢献を行うことができました。

##### ② 広報誌の配布

令和5年度は広報誌「あさのだより」を年3回発行しました。

(5) 社会福祉実習生、ボランティア等の受け入れ

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、看護師、保育士等になるための学生の受け入れを行っております。令和5年度は6校から計119名の実習生を受け入れました。

## 5 平等利用、安全対策、危機管理体制

(1) 個人情報保護のための対策等

当法人においては、倫理綱領・職員行動規範で個人情報の取り扱い、漏洩に関して厳しく規制しております。また、下記の項目について法人全職員に義務付けを行いました。

- ① 個人情報の施設外持ち出しを禁止する。
- ② 個人情報を記載した各種書類や個人情報の入ったパソコンUSB等の電子媒体は必ず鍵のかかるキャビネット等に保管する。
- ③ 個人情報についての外部等からの照会に対しては、職員個人で対応せず、上司の判断を仰ぎ組織として対応する。
- ④ 個人情報が漏洩した場合は、速やかに上司の指示を仰ぎ職員が単独で判断しないように対処する。
- ⑤ 年に一度、個人情報保護に関する研修を実施する。

(2) 人権尊重、身体拘束および体罰等の防止

当法人においては、倫理綱領・職員行動規範において、人権の尊重、身体拘束及び体罰の防止について厳しく規制しております。法人内に設置している虐待防止委員会を中心に、人権・虐待防止に関わる研修への職員派遣、法人職員を対象とした障害者虐待防止研修を実施しました。令和5年度は虐待防止委員が外部講師による虐待及び、身体拘束防止研修を実施しました。ほか、全職員を対象とした虐待に関するアンケート調査により、虐待に関する現状について把握・結果を法人全体で共有し虐待防止に努めました。

(3) 日常の事故防止や安全対策等の取り組み ※衛生管理・感染症対策等を含む

事故防止や安全対策については、危機管理委員会が中心となり、ヒヤリハット報告書を活用し、ヒヤリハット意見箱を設置しております。また、衛生管理・感染症対策としては、衛生管理委員会が中心となり、感染症対策研修の実施や季節性ウイルスの流行時期に全利用者に症状や予防法、対処法を掲載したチラシを掲示、抗原検査キット配布等、感染症予防に努めました。毎月1回の建物点検に関しては、令和4年度も年間計画に基づい

て継続して実施しました。

(4) 日常の防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制(対応)

施設内で自衛消防隊を組織し、「自主避難訓練」を2回、「風水害を想定した垂直避難訓練」1回と防災訓練を計3回行いました。垂直避難訓練時には北九州市危機管理室の協力を得て、利用者、職員に対して防災講座を行いました。

また、令和6年能登半島地震の発生を受け、事業所が海に面した立地であるため、大規模な地震津波を想定した訓練を実施し、事業継続と従業員の安全確保に向けた防災意識の向上に努めました。大規模地震が発生したことを想定し、想定避難場所のJR小倉駅まで、周囲の建物や看板、ガラスの落下等について想定しながら避難訓練を行いました。避難にかかった時間は9分程度でしたが、災害時には更に時間がかかることを想定し、災害速報の内容によっては、垂直避難に切り替える等の検討を行いました。

災害時等(火災、地震、津波等)の人員動員体制については、災害対策初動配備から災害対策第3配備の4段階まで状況に応じた動員計画を作成し、職員に配布することにより、緊急時に備えた体制づくりを行っております。

ほか、職員を対象に、警察署から講師を派遣していただき、実践的な不審者対策訓練を行いました。不審者進入時のシミュレーションを行った後、講義を受けることで、実践に加え、知識も身につけました。

(5) 新型コロナウイルス対策について

- ① 各階事業所入口に足踏み式消毒装置、手動ポンプ式消毒液を設置、手洗い場に液体石鹸を複数設置しております。
- ② 事務所前に来館者名簿を配置し記入をお願いし、感染発生時を想定し、来館者情報の把握に努めました。
- ③ 作業場、職員事務室にて加湿機能付きの空気清浄機を稼働しました。
- ④ 公用車の乗車時は窓を開けて換気を促しました。
- ⑤ 感染症予防研修を実施しました。

令和5年度は、北九州市の感染状況を確認しながら、行事や外出、調理活動を再開しました。マスクの着用は個人の判断に委ねていますが、風邪症状のある人にはマスクの着用を依頼しています。また、消毒用アルコールを常時設置し、感染対策を緩和しながら活動の再開を進めています。手洗いや消毒の励行など、基本的な感染予防対策を行いつつ、余暇活動などの行事を積極的に行っています。令和5年度の新型コロナウイルス感染者数は、職員4名、利用者5名の計9名でしたが、感染した期間は各々異なり、小規模のクラスターは確認されませんでした。昨年と比較して、感染者数は減少しています。

## 6 課題分析、自己評価(分析)

### 【就労移行支援事業】

令和5年度は昨年度に信頼関係を築いた特定の企業、医療機関、行政窓口との信頼関係を継続することができ、復職対象者及び新規利用者の紹介が継続されました。また、8名の就職者を排出することができました。産業医や保健師、医療機関、行政窓口との連携がスムーズに進み、1名の利用者に対して、オンラインでの職業訓練を開始したことは成果として挙げられます。一方で、就職者を輩出した後の新規利用者の獲得が急務になっております。令和5年度から営業職員の配置を予定しておりましたが、予期せぬ、産休、育休職員が4件発生したことで、営業活動が制限され、新規利用者の増加には至りませんでした。令和6年度は営業職員の配置が決定しておりますので、今後は営業活動を行い、新規利用者の獲得に向けて取り組みます。

### 【就労継続支援 B 型事業】

就労継続支援 B 型事業において、新しい取り組みとして、新規業務委託作業の開拓、業務委託企業の見直しによる平均工賃の向上、食事提供を開始したことは、事業の改善や拡充に向けて評価ができます。食事提供と、昨年導入した送迎サービスにより、利用者の出席率の向上や通所の安定化が実現しました。さらに、送迎業務を行う支援員を配置することで、利用者や相談支援専門員等、関係機関のニーズに沿った支援を提供できる体制を構築しました。また、利用者の社会生活を豊かにするため、レクリエーション等の余暇支援の充実も一定の実績、効果を得ることができました。さらに、就労継続支援 B 型事業から、就労移行支援事業や就労継続支援 A 型事業へステップアップや、B 型出身者が移行支援事業にて就職するなど、社会参加、自立への基礎訓練の場所としても機能しています。一方、体調不良や、他事業にステップアップを理由とし退所した方々に続き、新規利用者の獲得までは至っておらず、利用者の獲得に関しては課題を残しております。就労移行支援事業と同様に、令和6年度は営業職員による積極的な利用者獲得を行う予定です。

### 【共通課題】

就労移行支援、就労継続支援 B 型事業ともに新規利用者の獲得が課題となっております。また、福祉業界のみに留まる問題ではありませんが、人材の獲得、維持は早急な対応が必要な大きな課題となっております。特に就労移行支援事業や就労継続支援 B 型事業のように、高度な専門性やスキルを要する支援を提供する事業では、適切な人材を確保することが求められます。令和5年度は大学への就職説明会を行いました。新規卒業生から応募はありませんでした。今後は人材の獲得、維持に向け職場環境の整備や、業務効率向上による労働負担の軽減、人員配置の見直し、待遇と処遇面での改善を行い、魅力のある職場づくりを進めます。

## 7 相談支援事業所あさの

(一般・特定相談支援事業、精神障害者地域移行支援事業、精神障害等による入院患者の社会復帰事業)

### (1) 精神障害者地域移行支援事業

#### ① 令和5年度の現状

北九州市では、令和2年度から障害のある方の重度化・高齢化や、「親亡き後」の生活を見据え地域生活支援拠点機能の整備に取り組んできました。

そのため、相談支援事業所あさのでもその一翼を担うため、自立支援協議会の会議に参加し協議を重ね、法人内では選定事業所となれるよう整備を進めて参りました。

このように、令和5年度は選定事業所として名乗りを上げられるよう、またモデル的運用に参画できるよう地域生活支援拠点の準備段階として位置づけました。

また、北九州市からの受託事業として、行政や北九州市障害福祉ボランティア協会等からの依頼による講演活動を6回行い、延べ約166名を動員しました。講演内容は、障害福祉サービスを中心とした制度や精神障害者への支援の現状についてなどです。また、各講演ともピアサポーターによる体験談発表を合わせて行い、当事者がどのような体験をしているのか、どのような気持ちで生活しているのかを知る機会となるよう構成しました。

各々の事情で活動休止中の方を含めて14名の当事者がピアサポーターとして登録しており、上記講演活動の他、年4回の勉強会にて資質の向上に努めています。

令和5年度のフォローアップ講座のテーマを、「個別支援の活動に向けて聞く姿勢について学ぶ」とし、地域移行支援における長期入院患者との面談や、当事者家族からの個別相談に応じられるようフォローアップ講座を構成しました。

令和6年1月には、地域移行研修として、「令和の地域移行支援を考える～みんなで作るこれからの地域移行支援」を開催しました。油山病院から2名の講師を招聘し、二部構成の研修会としました。第一部は、平成19年から15年以上法人全体で退院支援に取り組み、独自の退院支援プログラムの運営や地域医療連携の会の主催など、多方面でご活躍されているその取り組みや地域移行支援との連携について感じている話を伺いました。

第二部はグループワーク形式とし、病院・相談支援専門員・行政・地域援助事業者など様々な立場で地域移行支援に関わる方々で卓を囲み、退院支援を行う上で感じる難しさや手ごたえ、今後より良い支援を行うために考えられる工夫・協力体制づくりなど、率直な意見交換の場となるようにしました。

感染症拡大後の、久しぶりの対面研修であったためグループワークは大変盛り上がりました。研修終了後も会場に留まった参加者が、患者や利用者の支援について熱心に語り合う姿が印象に残りました。

令和4年度に完成した「地域移行支援ガイドブック北九州市版」については、今年度は北九州市内の病床のある各精神科病院や相談支援事業所に配布し、関係機関で有効

に活用していただけるよう工夫をしました。

また、構築推進事業である精神障害者の家族支援として、令和4年度に引き続き「精神障害のある人の家族のための無料相談」を開催しました。

9月に4件、令和6年3月に3件の相談に応じ、いずれの相談も家族は心痛を抱えており、障害福祉サービスでは賄いきれない問題の難しさを感じました。

また、いわゆるデジタル弱者である高齢者に、市政だよりを活用することで相談窓口を広げることができました。今後は、「精神障害者にも対応した地域包括システム」が機能できるように、当事者はもちろん家族も安心して地域生活を送ることができる街づくりに尽力していきたいと考えます。

## ② 課題分析、自己評価等

各活動を通して、地域啓発、関係機関やピアサポーターの資質向上、当事者家族が社会資源につながるきっかけづくりの一助となったと考えます。

## ③ 今後の取り組み

引き続き、講演や研修を通じた啓発活動、家族相談による当事者家族への支援を行っていきます。「地域移行支援ガイドブック北九州市版」は北九州市内の各精神科病院や相談支援事業所へ配布し、当事者や家族への説明する際の資料として役立てていただきます。令和6年度では、地域生活支援拠点の選定事業所として名乗りを上げられるよう、また、モデル的運用に参画できるようにします。

一方、令和6年度の地域移行研修は、昨年好評だったグループワークを中心に研修の構成を考え、より多くの支援者が学び、顔の見える関係作りの場となるようにします。

## (2) 一般・特定相談支援事業

### ① 令和5年度の現状

4名の方が地域移行支援を利用し、内2名が退院に至りました。退院後の居住先はいずれもグループホームです。退院した2名は、排尿障害や足の悪さなど精神症状以外にも移動や生活環境に特別な配慮が必要な方で、ご本人やご家族、医療機関、受け入れ先のグループホーム等と打ち合わせを重ねながら、ご本人・ご家族・受け入れ先が安心して新生活に臨めるよう注力しました。3月時点で利用継続中の方も、触法歴や家庭内暴力など、地域生活において課題を抱えています。今後も様々な背景・課題を抱えている方を支援していくため、支援者には自身の専門領域のみならず様々な分野についての学習・スキルの向上が求められます。

計画相談支援は、毎月190件前後の利用者数で推移しています。

### ② 課題分析、自己評価等

地域移行支援では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した現在でも感染症流行による面会・外出の制限はしばしばあり、状況によっては今後も支援中断、またはオンラインでの面談等代替手段での対応となることも予測されます。入院中にいかに地域生活の

イメージを持っていただき退院意欲を促していくか、面談方法や情報提供の仕方への工夫は今後も必要です。

また、退院後の居住先についても、患者の選択の自由に反していないか支援者は自身の支援について点検していく必要があります。地域住民とのトラブルや家庭内暴力の既往など第三者から見て元の居住地に戻る事が適当とは思えないケースでも、ご本人は元の生活に戻ることを強く希望する場合があります。患者の声に耳を傾け、患者の思いに寄り添いながら、皆が納得できる患者の希望と現実的な制約との折衷点を模索しなければなりません。

令和5年度の実績はありませんでしたが、引き続き更生保護施設からの地域移行支援にも取り組んでいきます。

計画相談支援では、令和4年度に引き続き借金等金銭面の課題を抱えるケースが少なくなく地域福祉権利擁護サービスや成年後見センターと連携することがしばしばありました。また、障害児計画相談支援では、学校やスクールソーシャルワーカー等との連携が適宜必要です。課題解決に向けて適切な機関につなぐため、相談支援専門員自身が多くの人社会資源を知っておく必要があります。

### ③ 今後の取り組み

今後も、質の担保のため丁寧な関わりを継続しながらも相談件数を増やすことで事業収入増を目指します。事業所内の多職種による事例検討会での支援の見直しや研修への積極的な参加により、支援スキルの向上や社会資源の把握などの自己研鑽を続けます。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、自立支援協議会や各関係機関と協力しながら、障害者の権利を地域社会で擁護できるよう推し進めていきます。

## (3) 精神障害等による入院患者の社会復帰事業

北九州市から委託された「精神障害等による入院患者の社会復帰事業」は、2名の職員（コーディネーター・アドバイザー。以下 CA）を北九州市保健福祉局保護課に派遣し、実施いたします。

本庁及び各区保護課に「医療・介護扶助適正化担当係長」が配置されており、CA は各区保護課において担当係長と協力して事業を推進いたします。

具体的には、長期入院患者名簿等により対象者を抽出し、担当するケースワーカー及び 嘱託医と協議を行い、この事業の対象者を選定します。その後ケースワーカーとともに当該 医療機関を訪問し、対象者の主治医ならびに患者本人と面談を行い、退院可能なケースと認められた者に対し、退院時期、退院後の住まい、ご本人の希望等を確認し、個別に退院支援を行います。その際には、ケースワーカー以外にも医療介護適正化担当の保護課ケアマネージャーや看護師と連携して、チームで適正な住まいを探し、社会

復帰に取り組んでいます。また、事業対象者の台帳及び記録の整備、進行管理を行い、常に医療・介護扶助適正化担当係長に連絡・相談・報告を行い、長期入院患者の社会復帰を支援します。

令和5年度事業計画では、病状調査等を増やし、新型コロナウイルス感染症流行以前と同様の退院支援が行えるよう取り組むとしていました。確かに、病状調査等の訪問件数は増加したものの、新型コロナウイルス感染症流行以前と同様というところまでは届きませんでした。

#### ① 病院・施設へ向けた取り組み

病状調査等の訪問は令和4年度と比較し、東部地区(小倉北区・小倉南区・門司区)で20件増。西部地区(八幡西区・八幡東区・若松区・戸畑区)で6件増でした。西部地区で少なかったのは、ケースワーカーに対する担当者のアプローチ不足と考えられます。

また、外出・外泊のための環境調整の支援は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行した影響もあり、概ねスムーズに行えるようになっています。

#### ② 対象者へ向けた取り組み

対象者への意欲喚起について。病状調査等の少ない機会を生かしていくため、対象者のストレングスにアプローチする面接を心掛けました。ただ、令和5年度は社会福祉士からの意欲喚起が退院につながったというケースは無かったようです。1～2回の面接で意欲喚起に繋がることは難しいと思われるので、今後も継続した取り組みになると考えています。ピアサポーター等の社会資源については、5年度は利用の機会がありませんでした。

#### ③ ケースワーカーへ向けた取り組み

本事業に関する知識・技術等の情報提供によるケースワーカーの支援。実際のケースでは複数の課題が含まれていることが多いため、ケアマネ・看護師など他(多)職種連携を心掛け、より正確で適切な情報提供になるよう対応しました。本事業以外の困難ケースについては、法人の相談支援事業所のケース検討会の場なども利用し、より広い意見などを集め、ケースワーカーへより良い知識・技術等が伝えられるよう対処しています。

## 8 ひこうき雲(地域活動支援センター)

ひこうき雲では、「ひこうき雲に行けば皆に会える！何かがある！」をモットーに、地域で暮らす精神障害のある方々の居場所、また自己実現できる場所となるよう、当事者が積極的に活動に参加できるよう運営してきました。

オープンスペースでは、歓談や音楽鑑賞、将棋やトランプ等のゲーム、イラスト・塗り絵等の創作活動を提供しました。

また、毎月の行事として「卓球大会・練習」「誰もが先生講座」「ふれあいの会」「ティータ

イム」等の室内行事は元より、「バスハイク」や「外出の会」「カラオケの会」「ウォーキング」など、新型コロナウイルス流行によりこれまで控えてきた外出行事も、積極的に実施しました。

この他、平日以外にも土曜・祝日開館として「ゲーム大会」を計3回実施したところ、各回平均して20名以上の方々にご参加頂くなど大変な盛況で、現在就労されており、平日に来所できない方々のニーズに応える事ができました。

また、昨年から利用者の方々に、より積極的に行事に参加して頂けるよう「男子会・女子会」をはじめておりましたが、LGBT等の性的指向性を配慮し尊重する観点から「グループ活動」と改称しました。グループ合同で調理活動等を行うなど、チームシップを醸成すると共に、皆で楽しいひと時を過ごす事ができました。

尚、令和5年度の利用延べ人数は、1,849名と、令和4年度の利用延べ人数の1,712名に対し、やや増加の傾向にありました。また、登録者も令和4年度は30人でしたが、令和5年度は50人と、新たに20名の方が新規登録をされました。この要因として、昨年の5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、地域で暮らす当事者の方々の外出機会が増え、その結果として、地域活動支援センター「ひこうき雲」の利用に繋がった可能性があると考えられます。

今後も、地域で暮らす精神障害者が輝き、自己実現できる場、利用者の方々に「ちょっと行ってみよう」「ひこうき雲に行けば皆に会える！何かがある！」そのように思ってもらえる、居場所・憩いの場を提供できるよう努めていきます。

## 9 共同生活援助事業(グループホーム白川町・グループホーム枝光)

令和5年度は、社会福祉法人あかつき会が運営を移管して2年目となる年で、利用者への影響を考慮し、支援方法や支援形態等を大幅には変化させない方針で運営を行ってきました。

### (1) 利用者(入居者)状況

令和5年4月時点での利用者数は、グループホーム白川町7名、グループホーム枝光5名の計12名でしたが、令和6年3月時点では、グループホーム白川町7名、グループホーム枝光7名の計14名となりました。

しかし、この間に、利用者1名が令和6年1月後半から体調不良のため長期入院、別の利用者1名が、家族(両親)の都合や本人の自立の意向等から実家での生活を希望したことにより、年度の後半において月間利用者数の減少が見られました。

利用者の構成状況は、男性9名(白川町4名、枝光5名)、女性5名(白川町3名、枝光2名)、平均年齢は、男性(白川町55.33歳、枝光51.4歳)、女性(白川町67歳、枝光64.5歳)となっています。グループホーム枝光の男性については、若い利用者が入居されたことから、平均年齢が下がっています。

利用者の日中活動については、令和6年3月時点で、就労継続支援 B 型利用7名、一般就労4名、生活介護利用1名、デイサービス利用2名、地域活動センター利用1名、訪問看護利用5名、ホームヘルパー利用1名、権利擁護センター利用1名（重複利用含む）となっています。

また、生活保護を受けている利用者は10名（全利用者の約71%）、障害年金受給者4名となっている状況です。

## (2) 主な行事

避難訓練をグループホーム白川町とグループホーム枝光でそれぞれ、2回（11月、3月）実施しました。

また、両グループホーム合同で、クリスマス会（市民センター厨房にて利用者参加型の調理）を実施し、好評を得ました。

## (3) 取り組み状況

### ① 入居者増員

年度初めの計画として、全体定員15名を目標としておりましたが、令和6年1月時点で、グループホーム枝光で居室を6室から8室（全体で15室）に増室し、利用定員をこれに合わせて8名とし、市へ利用定員の変更届を提出しました。さらに、同年2月に利用者1名が入居することになり、全体で利用者が14名となりました。

その後、もう1名の利用者獲得に努めましたが、目標の15名には達しませんでした。

また、グループホーム枝光の利用定員を8名にしたことから、基本報酬が大規模住居等減算の対象となり、収入への影響が生じることとなりました。

### ② 食事提供実施日数と利用対象者の拡大

利用者の中には、生活習慣が深く関与していると思われる疾病に罹患している方も多く、改善が必要なため、グループホーム白川町において、令和4年度2月より試験的に週1回（火曜日）の夕食の提供を開始し、令和5年度では、食事提供サービスを見直すことで入居者の心身の健康に貢献したいと考え、食事提供サービスの実施日数と利用対象者の拡大を図るべく、利用者のニーズを調査しました。その結果、利用者は数名程度かつ週1～2回程度を希望することから、令和5年度は、週1回（火曜日）と隔週（土曜日）の食事提供に留めました。

### ③ 利用者の希望に即したサービスの提供

利用者一人一人が心豊かな生活ができるよう入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って課題と意向を把握し、健康・食事・作業・余暇活動を盛り込んだ個別支援計画を作成し、これについて入居者の同意を得てサービスを提供してきました。また、利用者においては、精神疾患とは別に、多くの疾患を抱えており、適切な病状把握と疾病に対する対策を実施してきました。

具体的には、日々の活動のなかで、健康面や金銭面の状況を把握しつつ、入居者の希望等を聞いた上で、関係者(相談支援、訪問看護等の担当者、家族の方など)と会議・打合せ等の開催や、その他の関係機関との連携を図り対応してきました。

#### ④ 利用者との信頼関係の醸成と安全・安心への対応

当法人が求めるフェイス・トゥ・フェイスでの安否確認の実施や避難訓練後の食事会、クリスマス会の実施等により、確実に利用者との信頼関係を築いてきました。

#### ⑤ 適正・安定的なグループホーム運営に向けた対応

令和4年4月からグループホーム運営を移管・開始し2年を経過することから、移管当初に利用者との間で協議した利用料等の見直しに関して、利用者の負担への影響等を配慮しつつ、当グループホーム全体の運営に関する状況や、利用者間における負担の不公平さの排除等を検討した結果を利用者に個別に説明を行い、令和6年4月から、「家賃および共益費」をグループホーム全体で統一された料金に改定すること、グループホーム白川町での「水道・給湯費」を利用者の公平な負担として、グループホーム枝光と同様に利用者に支払っていただくようにすることと、任意ではあるが、利用者が自立する時やその他諸事情により当グループホームを退去する際に生じるであろう居室の原状回復に関わる費用を、「退去時等原状回復積立金」として徴収・預かることを実施することにしました。

また、主に夜間の利用者からの緊急連絡用電話を1名だけで対応する携帯電話から、複数名同時に電話を受けることが可能なクラウドフォンに変更し、緊急電話受付業務の効率化を図ることとしました。さらに、重複するインターネット回線の利用を集約し、インターネット利用料の軽減を図ることとしました。

## 10 北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業

「北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業実施要綱」に基づき、令和5年度も小規模共同作業所の巡回指導を実施しました。

令和5年度は新型コロナウイルスの影響が減少し、コロナ禍以前の状況にほぼ戻りました。相談内容も、利用者の個別支援のことや事業所運営面について、どのようにしたら利用者から「もっと通所したい」と思われるような魅力のある事業所にできるのか等、新規利用者を獲得する方法が多く寄せられました。これまで以上に事業所職員と協力しながら利用者が生きがいを感じられるような事業所運営を目指したいと考えております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応同様、公的機関による感染情報等から判断されることを巡回先にも的確に伝えていくよう心がけます。また、ケース相談や地域の社会資源の状況等、行政機関や相談支援事業所等との連携を図りながら作業所の巡回指導を実施します。

## 11 社会福祉事業従事者等の研修事業

### (1) 福祉法人等への人材育成支援

2法人「春秋会、いわき福祉会」と顧問契約を締結し、「人材育成支援、職場内研修、職場活性化支援、メンタル相談、各種委員会へのオブザーバー参加」を行いました。

また、福祉団体からの依頼を受けて階層別研修を実施しました。

## 12 ジョブサポートセンター八幡

### (1) 就労移行支援事業

#### ① 事業概要

令和4年度までと同様に、ジョブサポートセンター八幡では発達障害のある方を主な対象者として事業を行いました。訓練内容は、ワークサンプルを用いた個別訓練、グループワークやレクリエーションによる集団訓練、業務委託作業などを実施しました。また、職場体験実習や企業見学も継続して実施しました。令和5年度中の就職者は16名で、令和4年度より5名増となりました。

#### ② 事業計画の報告

令和5年度の就労移行支援事業の事業計画は「日常訓練」、「集団訓練」、「職場体験実習先の開拓」、「職場定着に向けた取り組み」、「働きやすい職場づくり」、「利用者獲得に向けた取り組み」の6点でした。

#### ア 「日常訓練」について

ワークサンプルプログラムを用いた模擬作業を提供しつつ、職場での振る舞いを身に付けられるような環境を設定しました(言葉づかい、報告・連絡・相談等)。また、個別訓練を通して障害特性についての自己理解が深まるような働きかけを行い、多くの利用者が就職準備の一環としてナビゲーションブックの作成を行いました。

OBとの交流会は、対面形式で、2名の卒業生と7名の利用者とで行いました。また、就労講座は企業の方を招聘して対面形式で実施し、企業紹介・人事担当として求める人物像・働く上での注意点について詳細に教えていただきました。

スポーツ活動は北九州市障害者スポーツセンター「アレアス」での活動の他、北九州市内各所でウォーキングをする等、活動が単調にならないよう配慮しました。

#### イ 「集団訓練」について

毎週月曜日にグループワークを実施しました。就職活動に関連したものとして、「身だしなみ、オフィスカジュアル」や「雇用形態の違い」「電話練習」に取り組みました。また、WEBカメラの使用練習、「報連相」や「職場見学」のロールプレイ等を行いました。自己理解促進や生活力向上のために、「感覚過敏」や「ストレス解消法」「防災教育」「メンタルケア」

等のテーマも取りあげました。女性向けの内容として「PMS」をテーマにした勉強会は個室で環境に配慮して実施しました。

#### ウ 「職場体験実習先の開拓」について

既存の実習先(マックスバリュやスポーツデポ、西日本産業衛生会等)からは、例年通り実習を受け入れて頂きました。また、個別の職場体験実習先についても、小売店での商品整理、事務作業、倉庫内ピッキング、介護補助などの受け入れをして頂きました。

#### エ 「職場定着に向けた取り組み」について

就職した16名の利用者に対しては、本人や企業の意向を確認しつつ就労移行支援事業所としてのフォローアップを実施しました。その方の状況に応じて、就労定着支援事業の利用や障害者職業センターのジョブコーチ支援の依頼等、臨機応変に対応しています。

#### オ 「働きやすい職場づくり」について

業務量に偏りがないよう調整し、特定の職員に長時間の時間外勤務が集中しないように配慮しました。

外部研修の情報は適宜職員に発信をしました。令和5年度は就労支援研修、他機関との情報交換会などへの参加がありました。

#### カ 「利用者獲得に向けた取り組み」について

就労移行支援事業の新規見学は17件で、令和4年度から6件減でした。その内、正式利用につながった方(手続き中含む)は8名で、令和4年度から1名増でした。紹介元の内訳(件数順)は、医療機関5件(29.4%)、大学3件(17.6%)、相談支援、関係機関が共に2件(11.8%)でした。

見学件数は減少しましたが、正式利用につながった割合が約47%と前年度比13%増となりました。昨年度と同様、複数の事業所を見学に行かれる方がほとんどであり、他事業所との差別化が課題です。

## (2) 自立訓練(生活訓練)事業

### ① 事業概要

過去にひきこもり状態だった方や、他者とのコミュニケーションに強い不安や課題を感じている方が利用者の中心です。訓練プログラムでは「伝わりやすさ」や「楽しみながら参加できる」を意識して実施しました。

コミュニケーションをメインテーマに置いているため、個別活動よりも、グループワークやゲーム活動等の集団活動を多く実施してきましたが、利用者数減少により下半期からは

訪問支援と来所面談が活動の中心となりました。退所者は3名で、行き先は就労継続支援 B 型が1名、就労移行支援が2名となりました。

## ② 事業計画の報告

令和5年度の自立訓練(生活訓練)事業は新規利用者を増やす事ができず、計画通りの活動を実施する事ができませんでした。

令和5年9月から翌3月まで登録者2名の状態が続いたため、令和6年3月末で事業休止とし、プログラムの見直しと新規利用者の募集について再検討する事となりました。

## (3) 就労定着支援事業

### ① 事業概要

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用して一般企業に就職した方へのフォローアップを行う事業です。必要に応じて定着支援事業の登録を勧めてきましたが、登録者数としては少ない結果となりました。令和5年度は就職者も多かったため、次年度での登録増を目指します。

支援は原則として企業訪問を通して実施しました。令和5年度はほとんどのケースで対面支援を行う事ができました。

### ② 事業計画の報告

令和5年度の就労定着支援事業の事業計画は「利用者の確保」、「サービスの質の向上」、「訪問先企業からの更なる雇用ニーズの聞き取りを行う」の3点でした。

#### ア 「利用者の確保」について

令和4年度に比べ、月平均利用者数が10.1人減少しました。ジョブサポートセンター黒崎からのケース引継ぎを含めた登録者が、主に利用期間満了のために契約終了となりました。新規利用者の獲得についても、就労移行支援事業の登録者数や就職活動の動きを見ながら少しずつ増やす方向で呼びかけを行ってまいりました。

#### イ 「サービスの質の向上」について

職場適応援助者養成研修修了者を配置すると共に、関係者(特に就職先企業、相談支援専門員、障害者職業センターなど)と情報共有を行いながら生活面を含めた幅広い視点で支援を進めてきました。

OB・OG 会については、今年度は実施しませんでした。

#### ウ 「訪問先企業からの更なる雇用ニーズの聞き取りを行う」について

令和5年度の就職先として、過去に雇用実績のある企業による追加の雇用が生まれました。ジョブサポートセンター八幡を卒業した方の実績、及び原則対面での支援(職場訪問)を意識した結果だと考えています。